

即MONEY利用規約

第1条 (目的)

この利用規約(以下「本規約」といいます。)は、株式会社KOMEHYOオークション(以下「当社」といいます。)が提供する即MONEYサービス(以下に定義します。)の利用条件を定めることを目的とします。

第2条 (定義)

1. 本規約における用語の定義は、条項中に注記のない限り、以下のとおりとします。

用語	定義
会員規約	KOMEHYOオークション会員規約
先渡し金額	出品者の指定する「即MONEY想定価格」に、当社の定める「即MONEY会員ランク基準」に定める掛け率を乗じて算出する金額をいいます。ただし、当社は、出品者の指定する「即MONEY想定価格」が対象商品の相場と著しく乖離すると判断した場合には、「即MONEY想定価格」から減額した金額を前提に、先渡し金額を設定することができます。
取引規約	KOMEHYOオークション取引規約(国内会員向け)
取引規約等	会員規約と取引規約の総称
落札価格	落札取引における売買代金
即MONEYサービス	当社が出品者に対し利用契約に基づいて、出品取引に基づく落札価格の前払い金として、先渡し金額を支払うサービス
利用契約	当社と出品者間の即MONEYサービスの利用契約

2. 前項に定める定義のほか、取引規約等に定める用語の定義については、本規約にも適用するものとします。

第3条 (即MONEYサービスの内容と利用申込み)

1. 出品者は、出品商品の出品の都度、当社所定の方法によって、当社オンラインサイト上で即MONEYサービスの利用を申込み、これに対する当社の承諾をもって、利用契約が成立するものとします。
2. 当社は出品者に対し、利用契約の成立日の翌日から起算して3銀行営業日以内に、出品者の指定する銀行口座に先渡し金額を振り込んで支払うものとします。なお、振込手数料は当社が負担するものとします。
3. 出品者は、対象商品について、自己が所有または出品にかかる権原を有していることを確約します。出品者は、本項の確約に反して、対象商品に関して第三者との間で紛争が発生したときは、紛争の発生について直ちに当社に通知するとともに、出品者は自己の責任と費用負担により速やかに解決するものとし、当社に一切の責任を負わせないことといたします。

第4条 (先渡し金額の充当)

1. 取引規約第6条および第17条に定める決済において、出品者が当社に対して支払債務を有する場合には、当社は、先渡し金額を当該債務に充当することができるものとします。
2. 前項による充当の後、なお先渡し金額に余剰金がある場合には、当社は出品者に対して、充当日から3銀行営業日以内に、出品者の指定する銀行口座に余剰金を振り込んで支払うものとします。なお、振込手数料は当社が負担するものとします。
3. 落札取引が成立しなかったこと、取引規約第22条もしくは第25条に基づいて対象商品の落札取引が解除されたこと、または、出品者が出品を取り消したことにより、取引規約第6条および第17条に定める決済において、出品者が当社に対して支払債務を有さない場合には、出品者は当社に対して、当該決済日の翌日から3日以内に、当社の指定する銀行口座に先渡し金額を振り込んで返金するものとします。なお、かかる返金における送金手数料は出品者が負担します。
4. 当社は、本条第3項に定める先渡し金額の返金後速やかに、本規約に基づいて対象商品に設定した根拠権を解除し、当社から出品者に対して返還します。

第5条 (即MONEYサービスの事務手数料)

出品者は、出品取引の成立または不成立にかかわらず、以下に定める即MONEYサービスの事務手数料(消

費税別)を当社に対して支払うものとします。

条件	手数料金額
対象商品の落札取引が成立した場合	対象商品の落札価格の1%
対象商品の落札取引が不成立だった場合 出品者が出品を取り消した場合 取引規約第22条又は第25条に基づいて対象商品の落札取引が 解除された場合 本規約第11条に従って合意解除した場合	対象商品の落札想定価格の1%

第6条(販売手数料額の控除)

対象商品の落札金額が先渡し金額を上回った場合には、取引規約において当社が定める「手数料一覧表」に記載の対象商品にかかる販売手数料額から1%を控除するものとします。

第7条(根質権設定)

出品者は、以下に定める債務(以下「本債務」といいます。)を担保するため、即MONEYサービスの利用契約の締結と同時に、当社のために、対象商品に根質権(以下「本根質権」といいます。)を設定するものとします。ただし、当社が、即MONEYサービスの利用契約の締結時に出品者から対象商品を受領していない場合は、当社が対象商品を受領した日をもって、本根質権が成立するものとします。

- (1) 取引規約等、本規約および本利用契約に基づき出品者が当社に対して現在および将来負担する一切の債務(出品者が取引規約等および本利用契約に違反したことにより生じる一切の債務を含む)
- (2) 本根質権の実行および保存のための費用

第8条(出品者の処分禁止)

出品者は、取引規約等に定める場合または当社の書面による事前の同意がある場合を除き、対象商品の第三者への譲渡、担保設定その他の処分をしてはならず、その他本規約に基づく本根質権を害するおそれのある一切の行為をしないものとします。

第9条(本根質権の元本の確定)

1. 当社は、出品者に通知することにより、本根質権の被担保債務の元本金額を確定させることができるものとします。
2. 本根質権の被担保債務の元本金額は、前項の通知によって確定するものとし、これをもって本根質権は、根質権から被担保債務が確定している質権へと自動的に変更されるものとします。

第10条(本根質権の実行方法)

1. 出品者が本債務の支払いを怠った場合、または出品者が会員規約第16条に基づいて強制退会となった場合には、当社は、出品者に事前に通知・催告することなく法定の手続によらないで対象商品を一般に公正かつ妥当と認められる方法、時期、価格等により任意に処分のうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を本債務の弁済に充当することができるものとします。
2. 前項によるほか、当社は、出品者に事前に通知・催告することなく一般に公正かつ妥当と認められる価格、時期等により、本債務の全部または一部の弁済に代えて対象商品を取得することができるものとします。
3. 出品者は、第1項および第2項の規定に従った本根質権の行使等に一切異議を述べることはできないものとします。
4. 当社は、第1項および第2項の規定に従った本根質権を実行した場合には、出品者に対して、その精算内容が明らかになるように書面をもって通知するものとします。
当社が第1項および第2項の規定に従い本根質権を実行し、本債務の弁済に充当した後に余剰金がある場合には、当社は、出品者に対して、本根質権の実行後、3銀行営業日以内に出品者の指定する銀行口座に余剰金を振り込んで支払うものとします。なお、振込手数料は当社が負担するものとします。

第11条(合意解除)

1. 出品者は、当社の同意を得て、当社に対して先渡し金額を返金することにより、利用契約を合意解除することができるものとします。なお、この場合にも、出品者は、第5条に定める即MONEYサービスの手数料の支払いを免れることはできないものとします。
2. 出品者は、当社に対して、前項に基づく解除日の翌日から3日以内に、先渡し金額を当社の指定する銀行口座に振り込んで返金します。なお、かかる返金における送金手数料は出品者が負担するものとします。

3. 当社は、前項に定める先渡し金額の返金を確認後、対象商品にかかる本根質権を解除し、当社から出品者に対して対象商品の返送するものとします。なお、対象商品の返送にかかる送料は出品者が負担するものとします。

第12条(即MONEYサービスの内容の変更等)

当社は、自己の裁量により、即MONEYサービスの内容を変更し、または即MONEYサービスの提供を中止することができるものとし、可能な限り事前に、または相当期間内に、出品者に対し即MONEYサービスの変更または中止を通知するものとします。

第13条(免責)

1. 当社は、即MONEYサービスに関して出品者に損害が生じた場合でも、当社に故意または重過失のない限り、その損害を賠償する責任を負わないものとします。
2. 当社は、当社の故意または重過失により、出品者に損害が生じた場合であっても、当社の賠償責任は、対象商品にかかる本規約第5条に定める事務手数料を上限とします。

2023年4月1日 施行